

第 3 回 向日市次世代育成支援対策地域協議会
会議録

開催日時	平成 21 年 11 月 19 日（木） 午後 1 時 30 分開会～午後 3 時 45 分閉会
開催場所	向日市役所 3 階大会議室
委員長	安藤委員
出席者	安藤委員、伊澤委員、風谷委員、宮地委員、前坂委員、 （小川委員：東中氏代理出席）、檜谷委員 （以上 7 名）
欠席者	佐土原委員、吉岡委員
議事	（ 1 ）第 2 回向日市次世代育成支援対策地域協議会会議録について （ 2 ）向日市次世代育成支援対策後期行動計画（素案）について （ 3 ）その他
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 第 2 回向日市次世代育成支援対策地域協議会会議録 ・資料 2 向日市次世代育成支援対策行動計画 「むこう・元気っ子支援プラン」後期計画素案 ・資料 3 行動計画に係るパブリックコメントについて（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	(開会)
事務局	あいさつ
委員長	あいさつ それでは、早速会議を進めたい。地域協議会設置要綱第6条の規定により、議長を務めさせて頂く。スムーズに議事が進行するように、お力添えの程宜しく願います。
	(1) 第2回向日市次世代育成支援対策地域協議会会議録について
委員長	議事(1)については、本日の資料1として配布している。お目を通し頂いたことと思うが、皆様のご承認を頂ければと思う。向日市次世代育成支援対策地域協議会の公開に関する要綱第9条に基づき、会議録の写しを情報公開コーナーにおいて閲覧する。宜しければ、挙手願いたい。
委員一同	挙手にて承認
委員長	それでは、議事(2)について、事務局より説明願いたい。
	(2) 向日市次世代育成支援対策後期行動計画(素案)について
事務局	資料3に基づき説明
委員長	本日は、後期計画素案の第5章について時間をかけたいと思う。第1章から第4章については、確認の意味で事務局から説明願いたい。
事務局	資料2 第1章～第4章について確認
委員長	後期計画においても、前期の基本理念或いは計画の視点は踏襲しているが、新たな国の指針等を踏まえて見直しが必要な点については、見直している。ご意見ご質問等は、次の第5章の説明後に賜りたい。 引き続き、事務局から本日の中心である第5章について、基本目標毎に説

	<p>お願いしたい。</p>
事務局	<p>資料2 第5章 基本目標 について説明</p>
委員長	<p>基本目標 について、何かご意見ご質問等はあるか。</p>
委員	<p>No.23 に「乙訓薬物乱用防止指導員協議会」とあるが、向日市においては現状をどう捉えているのか。具体的な状況はあるのか。</p>
事務局	<p>具体的に実態が把握出来ている状況ではない。前回協議会でも同様の意見が出たと思う。以前、覚せい剤を妊婦が常用していて、出産するケースがあった。</p>
委員	<p>43 ページの No.18、19 に「学校における食育の推進」、「保育所における食育の推進」とあるが、前回協議会で保健センターの子育て支援の中に保育所だけではなく幼稚園も含めた形で書き加えていたが、食育については幼稚園はどうか。</p>
事務局	<p>食育計画は懇談会形式で計画を策定しているが、幼稚園の先生にも代表で参加頂いている。幼稚園児も対象に含めて食育を進めていきたい。</p>
委員	<p>それなら、書いたほうがいい。</p>
委員長	<p>No.18 に入れるのか、19 に入れるのか。年齢的には 19 に入れたほうがいい。どちらかに入れて頂くということで、宜しいか。</p>
委員	<p>No. 3 の「マタニティスクール・マタニティクッキング」は、父親が参加出来るものは今迄もあったのか。</p>
事務局	<p>今迄もパートナーでご都合のつく方は参加頂くようにお奨めはしている。ただ、平日に開催しているので、参加は少ない状況である。工夫が必要だとは思っている。</p>
委員	<p>色々な場面で父親が学べる場が必要ではないか。そうなると、土曜日・日曜日に開催しなければならない。</p> <p>No. 8 の「養育支援訪問事業」は、保健師や家庭児童相談員の方が家庭訪問するというのはとてもいいと思うが、実際は保健師は乳幼児訪問で手一杯ではないか。家庭児童相談員も体制が確立されていない。社会資源として、保育士さん等は考えられないのか。ここに書いてあるが、現実に行ける状態</p>

事務局	<p>ではない。</p> <p>家庭児童相談員も去年から増やして対応している。子育て支援センターも元保育士の方がたくさんいるので、相談に来られる方についてはその場で受けているが、家庭児童相談員と一緒に保育士がついて行くのは、現状では難しい。家庭児童相談員の資格が必要で、財政も厳しい中人材を増やすことが出来ない。既存の資源で出来る限り努力したいとは思っている。</p>
委員	<p>例えば、子育てセンターの方が家庭訪問されるという体制は取れないのか。個別に家庭訪問をしなければ、養育力の低下により色々な問題が起こっている。実際に動けるような体制づくりをしなければならない。</p>
委員	<p>確かに財政的な面もあると思うが、計画としてこのように記述しているので、来年すぐには無理かもしれないが、出来るだけ早い時期に積極的に外に出向く体制も今後必要になると思う。保育士等も含めて、そういう体制を今後作っていききたい。</p>
委員	<p>具体的に書いてはもらえないのか。</p>
委員	<p>事業名も挙げているので、それに合うような形のを構築していく、ということをご理解願いたい。</p>
委員長	<p>京都府は、保育士のリカレント教育をやっている。結婚や出産・子育てを機に退職された方が学習して現場復帰するということが、来月からスタートする。今のところは府のレベルだが、市町村におりてくれば、今おっしゃったようなこともより具体化されていくのではないかと。</p>
委員	<p>来られる親御さんは何か目的を持って来られるが、家庭内に引きこもっていて問題を抱えている方もいる。今後は積極的に出て行くことが必要だと思う。今現在保健センターにおられる方も、元保育士で1度退職された後、嘱託で来られている方が多い。そういう人材がまだいると思う。その辺りも活用していきたい。</p>
委員長	<p>最後は、やはり人である。</p>
委員	<p>No.28の「中・高生のための子育て体験教室」は、希望者のみか。</p>
事務局	<p>中央公民館事業で、講座として開催している。希望者である。</p>

委員	<p>それはそれでいいと思うが、先日用があって行った中学校では、地域のお母さんが乳母車に赤ちゃんを載せて来校し、中学生と母親、赤ちゃんが触れ合う体験をしていた。すぐには無理かもしれないが、希望者だけではなく、多くの生徒がそういう体験が出来れば、本人もやわらかい気持ちになれるし、地域のお母さんの中学生に対する理解も得られると思う。</p>
委員長	<p>親子と中・高校生が交流するのは、良いことだと思う。</p>
事務局	<p>No.27 に書いてあるが、職場体験を行っている。保育所・幼稚園に行って短期間だが保育体験をするという取組みを、学校教育の一環として行っているが、今おっしゃったような、より多くの子ども達が交流するという機会はない。1つの保育所で受け入れてもらえるのが、15～20名程度である。</p>
委員長	<p>もう少し広げると、高校生が保育所・幼稚園で体験した結果、幼稚園の先生の養成校へ体験した幼稚園の園長の推薦書を持って入れるようにしないと、子どもが好きで入っても実際に子どもと接触したことがないという実態があり、短期間で辞めてしまう。一般市民として親になる為に子どもと接触する、専門家になる為のモチベーションを高める等、色々な意味で成果が期待出来る。卒業後は推薦頂いた幼稚園に就職出来るといった、循環だと思う。高校と保育所・幼稚園の中で、ここにあるようなプログラムを紹介してもらえれば、1つの方向として出てくるのではないかと。</p> <p>No.24 の「スクールカウンセラー」は、まだ出来あがっていないが、幼稚園・保育所の先生に対するスクールカウンセラーはどうか。</p>
委員	<p>京都府から補助金があり、幼稚園に対するスクールカウンセラーはある。今問題なのは、特別支援を受ける子ども達に対して、どういう教育をするのかということである。治療の為のものなのか。その辺りの判断を、臨床心理士が行っている。そういう意味の臨床心理士が必要である。母親に来てもらって母親の話を聞くのは、教諭で出来る。スクールカウンセラーを派遣されても、あまり意味がない。教諭のレベルを上げるほうが、はるかに良い。我々が期待するのは、特別支援をしている養護学校の先生の質を高めて、派遣して頂きたい。専門家としての子どもの視点を充実して頂きたい。</p>
委員長	<p>スクールカウンセラー的なものを作ろうとしているグループと、現場の先生にカウンセリング的な知識と技能をつけてもらうという、2つが考えられている。</p>
委員	<p>カウンセリングは治療であり、教育とのずれが整備されていない。</p>

委員長	<p>文科の先生と話しているとカウンセリングで、厚労省の先生と話している とソーシャルワークである。そこから違う。両方包むような概念で考える必要 がある。</p> <p>基本目標 については、宜しいか。 では、基本目標 に進みたい。事務局より説明願いたい。</p>
事務局	資料2 第5章 基本目標 について説明
委員長	何かご意見はあるか。
委員	<p>No.37 に「特別支援教育の推進」とあるが、特別支援教育は、障害児教育 の別名ではない。個々の子ども達の教育を保障する為に、特別支援教育を提 唱した。特別支援教育はここだけではなく、基本目標4にも用いて頂きたい。 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状態に対する理解 を深め～」を「障害のある子どもや発達に遅れのある子ども～」の中にだけ 入れると、そういう理解になってしまう。これは、公的な文書としては間違 いである。「就学指導委員会の現状の改善」等、具体的な事項がここに入る べきではないか。例えば、特別支援教育センターの設立等、どのようにそこ を保障するかという制度が具体的に見えない。ここは弱いのではないか。基 本目標 の に特別支援教育センターの設立を入れる、個々の子ども達の教 育を保障する為に何か施策を打つという、この2つを使わなければ、特別支 援教育は障害児教育と同じ分野で使ってしまうことになる。</p>
委員長	<p>スペシャルニーズエデュケーションを、漢字で特別支援教育としているの で、人によってはギャップが出てくるというご意見だと思う。</p>
委員	<p>就学指導委員会も特別支援教育も読み変えである。それでは、せっかくこ の法律を作った趣旨が生きない。少なくとも公としては、趣旨を明確にする 為に、基本目標 - でも扱わなければならない。そうでなければ、誤解を 助長する。特別支援教育という美しい概念を導入したのに、障害児教育と同 じ扱いになってしまう。障害児教育を含めた理念である。</p>
事務局	<p>ご指摘は、大変難しい。概念の捉え方としては、特別支援教育は障害に限 定するのではなく、児童生徒一人ひとりに焦点を当てて、必要な支援を行っ ていくという大きな捉え方もあると思うが、文部科学省の答申、或いは京都 府教育委員会の指導の重点等において、特別支援教育は「発達障害を含む」 という文言が頭にある。昔からある障害児教育の概念を更に広げて、「発達 障害を含む」色々なニーズがあるという形である。大きな捉えも出来るが、 どちらかと言えば、何らかの障害・困難性を持ったお子さんという捉えにな</p>

委員	<p>っているかと思う。今回の基本目標に関しては、いわゆる障害のあるお子さんへの支援の中の1つとして使っている。本当の概念の捉えから言うと、限定的になるかもしれないが。</p> <p>63 ページに(24)とある。その次に(37)として記載して広げればいいのではないか。ただ、中身としては就学指導委員会の確立の充実と、保・幼・小連絡会の充実が必要である。長岡京市でも、改正しようと動いている。向日市でもやるべきである。特別支援教育は、今岐路に立たされている。この時に手を緩めると、崩壊する。そういう意味では、(37)として入れて欲しいということと、本来は「就学指導委員会の充実等」といった一文があればいいと思う。そういう視点が1つ必要ではないか。</p>
委員長	<p>国立の障害児教育センターが国立ではなく法人になり、特別支援教育の部署名が英語に変わっている。それが先程申し上げた、スペシャルニーズエデュケーションである。ということは、本当は全ての子ども一人ひとりのニーズエデュケーションが基本的な考えである。それにスペシャルという意味が限定的に乗せてある。</p>
委員	<p>先程のご意見は、50 ページの No.37 はこのまま置いておいて、63 ページに再掲という形で(37)と載せて、その中に「就学児童委員会～」という文言を入れてはどうかということか。</p>
委員	<p>保・幼・小連絡会は、本当に充実させなければ機能していない。機能する方法を考えなければならない。この機能がなければ、就学指導委員会はパンク寸前である。</p>
委員長	<p>ご検討頂きたいと思う。</p>
事務局	<p>ご指摘のあった保・幼・小連絡会は、小学校入学前の短期間だけになっているので、年間を通して活動する、或いは幼稚園、小学校、中学校を見通した教育支援計画をきちんと引き継いでいく、協働して作っていくという音頭を教育委員会がとり、それと連動して就学指導委員会の役割についても検討に入っている。特に保・幼・小連絡会の充実については、以前からご指摘頂いていたので、改善に向けて準備しているところである。</p>
委員	<p>52 ページの 「児童虐待に対する対応の強化」に、「保育所、幼稚園、学校をはじめ、児童相談所や主任児童委員、民生児童委員、警察、医療機関、福祉事務所などの関係機関が連携を図り、～」と書かれている。現実に虐待問題が新聞等に出る状況を見ると、これが完全に出来ていれば起こらない。</p>

事務局	<p>もう少し具体的にどういう連携を図るのか等、提示する必要があるのではないか。例えば、定期的に関係機関と協議会を持ち、実際に通報があった場合は個人情報の問題を踏まえた上で、情報公開をする等も含めて再発の抑止力になるような体制を検討するのか、それとも一応こういう体制をとっていますということで終わるのか。その辺りが、これでは分かり難い。</p> <p>No.39 の「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」も、どの程度活動実績があるのか。将来、非常に大きな問題になってくる可能性があるのではないか。</p> <p>児童虐待については、前期計画で大きく取り上げていた。今回の計画では図の記載を省いたところもあり、分かり難い表現になっているかと思う。ネットワーク協議会については、年に1回の代表者会議と、2月に1回の事例ケースを検討する実務者会議を行い、情報を共有している。その他に向日市独自の取組としては、母子保健との連携で予防ケース検討会議を行い、虐待ケースにあがる前の予防として、気になるご家庭の情報も共有している。二段構えで虐待防止の観点から活動を行っているところである。</p>
委員	<p>そのような体制で現実に防止効果が出ていると判断している、という理解でいいのか。</p>
事務局	<p>最近、近所の方からの通報が多い。48時間以内に確認し、現場を見に行くことが第一で、必ず行っている。それを受けて、先程申し上げたような会議を開き、ケースにあたっている。</p>
委員	<p>通報後すぐに動いてくれるのは、とても助かっている。そういうシステムがあるということ、多くの人を知っておくことが大事ではないか。</p>
委員	<p>現実に起こっているのであれば、事例として広報等で情報公開すれば、更に良くなるのではないか。</p>
委員	<p>No.36 の「保育所における障害児保育事業」というのは、保育所にこういう指針で求めるという趣旨か。これは、どういう事業内容か。</p>
事務局	<p>障害児の関係だが、昨今絶対数が増えてきている。障害児関係の施設が、乙訓にはない。保護者のニーズを受け、特に公立保育所の集団保育の中で障害児も一緒に保育させて頂いているのが現状である。</p>
委員	<p>最近特に思うのは、療育と教育の視点が混在してしまっている。療育の場を保育所や幼稚園に託す状況が、ノーマライゼーション以降進んでいるが、</p>

	<p>不可能である。発達を保障する為に保育指針に則った教育としての保育を行うには、専門家の目が必要である。もう1つは、個々に気になることがあれば、療育家の指導を受けなければならないが、全然訓練が足りない。一緒にいるだけで、具体的に放られている。幼稚園では黙認出来ない。保育所における障害児教育・事業の在り方について、もう少し具体的に書き込まなければ、現状は改善出来ない。保育所における障害児教育の問題は、ただ場所がなかったのでお預かりしたではなく、本当に特別支援教育の一環として受け止めているかどうかである。幼保一元では、質が同一でなければならない。保幼小一元化の流れとして考えるのであれば、ここの充実をもっと文章にダイレクトに入れるべきである。</p>
事務局	<p>おっしゃることはよく分かるが、現実問題として療育の場所がない。</p>
委員	<p>特別支援教育の中で、養護学校は地域派遣している。その連携を具体的に考えてみるといった文言を入れてはどうか。障害児教育を保育所だけで行うのは、不可能である。保育所は実際に教育大学の先生を招いているので、その充実をここに書き込めばいい。そうすると、意識が変わる。それが公のすることである。ここは抽象的な文章ではなく、「教育関係との協力」、「養護学校との協力」等を入れながら充実させるといいと思う。</p>
事務局	<p>現実に、脳に障害のあるお子さんも預かっている。専属の看護師について頂き、1対1で対応している。</p>
委員	<p>区分分けが出来ていないので、行政に無理を強いているところがある。この辺りはきちんとしなければ、特別支援学校そのものが崩壊する。</p>
委員	<p>市で出来ないことを府にあげていかないと、全て保育所で面倒を見るには難しい。</p>
委員	<p>こんな抽象的なことを書いては、逆に保育所がみなければならなくなる。特別支援の体制の中に組み込んでいけば、協力体制が出来る。障害児支援は軽度の子ばかりが重視されて、上手く機能していない。現場が声をあげていかなければならない。</p>
委員	<p>乙訓2市1町がまとまって、京都府に要望していきたい。我々の範囲を超えた部分については、大きな組織で手立てを打って頂きたい。</p>
委員	<p>我々も要望していくが、市も出来ることはして欲しい。</p>

委員	幼稚園の状況はどうか。
委員	一時期、受け入れたことがある。幼稚園の基本は集団教育なので、その中では向かない。療育と教育のラインをどこで引くのか、苦しんでいる。教育を受けるとはどの程度のことなのか、悩みどころである。障害児教育の手当は多く、10人抱えている幼稚園もあるが、教育が機能しない。放ったらかしか、教育の質を下げているか、どちらかである。
委員	幼稚園と保育所の管轄が先ず違う。幼稚園は教育だが、保育所側としては全てを受け入れなければならない状況になってきている。
委員	幼保一元化は、幼児教育とは何かという視点抜きでは考えられない。
委員	幼保一元化は、難しい部分が多分にあると思う。実際に京都府内でも進んでいない。
委員長	障害児の問題を幼保だけで抱えるのではなく、共通思考を全体が持たなければならぬ。他の機関や分野の人達も共通に理解をする必要がある。
委員	医者が保育所で大丈夫だと言え、拒否出来ない。
委員	医者は母親の心理を考える。率直に話し合える状況作りが大事である。そういう意味では、幼稚園も保育所も医者から信頼されなければならない。
委員	障害児を抱える親御さんは、24時間向き合うしんどさがある。親御さん達の行き場所が必要だと思う。保育所が受け皿にならざるを得なくなっていると思う。
委員	特別支援学校の幼児部のような、療育と教育を兼ねた場所の設定が大事である。現場では混乱が生じている。自分達の能力を超えるものを引き受けてしまい、子どもの成長そのものを阻害している状況がある。現場も頼ってこられると、引き受けたい。しかし、それを引き受けた時の問題点や全体に及ぶ波及を考えなければならない。この問題は、本当に悩ましい。
委員長	この辺で については終了したい。 次に基本目標 に進みたい。事務局より説明願いたい。
事務局	資料2 第5章 基本目標 について説明

委員長	基本目標 について説明頂いたが、ご意見はあるか。
委員	31 ページの「保育所・幼稚園の送り」「保育所・幼稚園の迎え」が、平成18年から19年はかなり増えている。これは、基本目標 で言えばどこにあたるのか。
事務局	ファミリーサポートセンターの実績である。それだけ、保育所・幼稚園の送り迎えに利用されているということである。
委員長	認定こども園は京都府では1園もないが、京都府・三重県・島根県・沖縄県が0園か。京都府には幼保一元化の総合施設はあったと思うが、それは認定こども園にはならなかった。今、待機児童対策として認定こども園が考えられている部分がある。今は一生懸命待機児童の対策をしているが、待機児童がなくなった後は、少子化になる。そうすると、幼保一元化だけでは間に合わない。就学前児童全てを幼児保育施設に入れるぐらいのことをやっていかなければならない。認定こども園の前に総合施設を作ったのが、全国で35箇所ある。幼保一元化は、行政の一元化がなければ成り立たないと思う。
委員	認定こども園の1つの問題は、制度的な設備の不備である。もう1つは、認定こども園の理念の問題である。幼児教育とは何か。
委員長	認定こども園は、あくまでも機能の一体化である。
委員	理念の一体化ではない。幼児教育とは何なのか、真剣に考える必要がある。
委員長	理念や色々な問題を同時にクリアしていくことも必要である。
委員	他市の例で、ある幼稚園では預かり保育が6時まであり、数千円で預かる。そうすると、保育所には行かない。保育指針は、保育所の保育の質そのものを幼児教育に近づけるようになっていく。制度的には進んでいるが、理念は全然である。
委員長	幼稚園と保育所のスタイルそのものについては、共通項は出来てきている。子どもを中心に置いて考えれば、幼保だけでいいのか。 他に何かご意見はあるか。
委員	子ども手当等子どもの制度的なものもあるが、今実際にやっているのは児童手当である。来年度予算を組むにしても、政権交代でどうなるのかははっきりしない。

委員長	<p>企業で負担しなければならなくなると、子育て中の人は雇用しなくなる可能性もある。とりあえず関心は持ち、この会議としては左右されないように進めるしかない。</p>
委員	<p>(2) の「特別保育事業等の拡充」の No.53「延長保育事業」は、単に時間だけを延長するのか。子ども達の食事等については、どのようにお考えなのか。</p> <p>No.54 の「一時預かり事業」は、今現在2箇所だが、目標としては「現状維持」になっている。一時預かりは満杯状態で、ニーズが多いにも関わらず利用が出来ない。なのに、現状維持というのは何故か。</p> <p>「休日保育事業」については、目標1箇所ということだが、「今後のニーズを把握するなかで、検討します」となっている。どのようにしてニーズを把握するのか。</p>
事務局	<p>まず延長保育については、現在は夜6時から7時までを延長保育と位置付けている。事務局の考えとしては、7時を8時に考えている。公立保育所は労使の問題等色々あり、無理である。実施するとすれば、民間にお願いしたいと考えている。</p> <p>一時預かりについては、ご指摘のように満杯である。現実的には申し込みがあった方を順番にお預かりしている。ここには書いていないが、2時間延長と同様にニーズがあれば増やしたいと思っている。</p> <p>ニーズの捉え方については、去年ニーズ調査を行い、拾っている。今後、保護者会からの声等をお聞きして、考えていきたい。ただ、一時預かりも波がある。去年は結構伸びたが、今年は若干下がっている。その時によって変化があるので、その辺りも見ながら検討したい。</p> <p>延長保育の食事については、実際に実施すると決まった場合、検討したい。</p>
委員	<p>今現在の7時まででも、食事の提供はないのか。</p>
事務局	<p>6時以降はおやつを出すようにしている。</p>
委員	<p>延長保育の子どものみか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
委員	<p>3時におやつを食べて、又その時間に食べるということか。</p>
事務局	<p>そうである。軽いものを食べている。</p>

委員長	<p>定時保育があって延長保育だが、利用者は定時保育ばかりではない。変則時間が出てくる。例えば、10時や午後から預かった場合も延長保育と呼ぶのか。</p>
事務局	<p>呼ばない。</p>
委員長	<p>定時保育プラス延長保育というイメージが強い。</p>
事務局	<p>夜間保育という言葉になると思う。延長保育は、基本的には11時間保育プラス1時間として国から次世代の交付金を頂いている。夜間については後にずれていく形になるので兼ね合いがあるが、開けている時間は変わらない。向日市においては定形保育を基本としながら、前1時間・後ろ2時間を時間外とみて、そこに更に後ろ1時間の延長となっているので、そこに更に後ろ2時間というイメージで今回は出させて頂いた。ワーク・ライフ・バランスで「多様な保育」という言葉が躍る中で、メニューとしては必要かと思う。前期では目標にあげながら実施していないので、今回このような形で目標としてあげている。</p>
委員長	<p>夜間保育は別立てか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
委員長	<p>保育士や看護師の有資格者が子どもを家庭で預かる家庭保育は、京都府ではどこか手を挙げられているのか。</p>
事務局	<p>京都府から検討するようにと資料は頂いている。何人かにあたっているが、なかなか難しい。</p>
委員長	<p>京都市で昔からある昼間里親制度に似ている。 何か他にあるか。</p>
委員	<p>夜間保育については、取り上げていないのか。</p>
事務局	<p>夜間保育は、夜の職業が多い地域にニーズがあると思う。向日市ではそういう形態の方のニーズとして用意するのはどうかということがあり、今回は入れていない。24時間保育を行うところも出て来ているが、今現在目標として挙げられるものではない。</p>

委員長	認可外でされているところがある。 以上で宜しいか。それでは、次に基本目標 に進みたい。事務局より説明願いたい。
事務局	資料2 第5章 基本目標 について説明
委員長	基本目標 について、ご意見ご質問があればお願いしたい。
委員	最近、長岡京市で淀川の水辺の里親制度というのがある。No.62 に「自然の中で遊ぶ子どもを作る」というような文言を入れられないか。スポーツクラブや学校施設の開放は、人工物ばかりである。この中に自然空間について入れてはどうか。お金がなければ、はりこ池の裏山の里親を募集する等、考えてはどうか。
事務局	はりこ池周辺の整備については、他課の施策の中に入ってくると思う。
委員	No.62 は、安全・安心ばかりである。基本理念の4に「魅力ある遊び場づくりの推進」とあるが、この魅力はどこに発揮されるのか。これを公園整備に盛り込まない方法はないのではないか。
事務局	総合計画の中で検討中なので、ここにはめ込めるものがあれば、生かしていきたい。内部で検討したい。
委員	自然に着目することは、都市計画の中では大事である。経済的重点では、自然はいつも疎外される。 60 ページ 「生活環境の整備」とあるが、子育てにおいては自転車の問題がある。母親の交通手段は、圧倒的に自転車が多い。自転車が安全に通れる場所についての記述がない。向日市は自転車で動き難い。自転車の視点をどこかに入れて欲しい。
委員長	自転車が車道を走っていると、車のほうが怖い。ところが、歩道を走っていると歩いているほうが怖い。夜は電気も点けず、バックミラーもない。その辺りも徹底する必要がある。
委員	自転車のモラルは、大きな問題である。
事務局	道路問題に関しては、総合計画等ご意見を伺う場では必ず出てくる問題ではあるが、子育て支援計画に書くのは難しいと思う。

委員	子育てに自転車は必須である。この視点なしに次世代は語れないのではないか。
委員長	ママチャリという言葉はあっても、パパチャリはない。それぐらい、母親の日常生活とは離せない問題だと思う。
委員	No.69 のマタニティマークのキーホルダーがあるということを知らなかった。電車の優先座席に表示してあっても、なかなか自分から妊婦だと言えない状況がある。どの程度普及しているのか。
事務局	母子手帳を発行する時にお渡ししている。あと、母子手帳と一緒に色々な資料をお渡しするが、それを入れる封筒にもマタニティマークを印刷し、なるべく知ってもらうようにしている。本人だけではなく、周囲の理解が大事なので、今後周知していく必要がある。関東では電鉄会社が配布している。関西では少し意識が低いという感じがする。
委員長	妊婦さんの初期も分からないが、内部障害者も分からない。その発想が良いとすれば、内部障害者にまで広げて欲しい。レッテルを貼るという意味ではなく、優先座席を優先的に利用出来るように対応してもらえればと思う。
委員	No.74 は必要なのか。各幼稚園で行っているので、重なっているのではないか。
事務局	就学前児童を対象に京都府警から来て頂いて、毎年1月に市民会館で行っている。環境政策課の交通安全の1つとして行っている。
委員長	保育所・幼稚園どちらにも通っていない在宅の子はどうなるのか。就学前児童は、そこも全て含めて視野に入れなければならない。
委員	62 ページの に「携帯電話やインターネット利用が子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えている～」とあるが、これを No.78 のインターネットだけで括るのは、しんどいのではないか。親が携帯を禁止する啓発活動をする必要がある。子どもはインターネットより携帯である。警察がかなり力を入れている。
委員	向日市のほとんどの学校では、学習会を開いている。
委員	それを載せて、推進すればいい。

委員長	高校生は時計を持たず、携帯で代用している。入学試験では時間が分からない。それぐらい、生活に入り込んでいる。
委員	携帯でカンニングする時代である。
委員長	大人でも自転車や車に乗りながら携帯を使っている。
委員	携帯に対する取組みをどこかに入れて欲しい。
委員長	では、最後の基本目標 に進む。事務局より説明願いたい。
事務局	資料2 第5章 基本目標 について説明
委員長	基本目標 について、何かご意見等はあるか。
委員	「環境教育の推進」で、実際の自然環境を使うことは出来ないのか。川の清掃を子ども達にさせる等、具体的な環境に触れさせるという視点があってもいいのではないか。
事務局	学校毎に周辺環境に違いがある。例えば、川の水質調査をしながら生活と水の関係について考える、竹炭づくりを含め竹との関わりの中で学習する等、学校毎に周辺の自然との関わりを生かしながら取り組んでいる。どの学校も、環境教育を学校教育の中に位置付けている。
委員長	今年が子どもの権利条約 20 周年になる。 全体を通して、障害児に対する子育て支援、障害児に対する色々な議論が出てきた。その親に対する子育て支援の視点も必要だと思う。知的障害を持つ親が子どもを育てる場合、一般の子育て支援だけでは済まない。全ての親子の子育ちを支える為の子育て支援である。 他にあるか。
委員	No.37 を 63 ページに再掲して頂きたい。
委員長	それでは、基本目標 についてはこれで終わりたい。 本日の会議結果を事務局でまとめ、中間案として 12 月にパブリックコメントが行われる。その後意見集約を行い、最終案を事務局でとりまとめ、最終の検討会議を開催し、計画策定としたい。 尚、中間案の文言は事務局に一任することにご異議はないか。

委員一同	異議なし
委員長	それでは(3)その他について、何かあるか。
	(3)その他
委員長	次回日程等について事務局から提案があれば、お願いしたい。
事務局	子ども手当・児童手当等については変革の時期なので、固まり次第、それに沿った文章にしていきたい。 今回は来年になるが、2月4日木曜日の午後1時30分から開催したい。
委員長	本日の会議はこれで終了する。 長時間に渡り、ありがとうございました。 (閉会)